河合委員からの質問及び回答③

資料１－３－６

|  |
| --- |
| 〔施策名〕  外国人材の受入れ・共生づくりに向けた施策展開について  〔上記資料のページ番号〕  　― |
| 〔質問内容〕  2020年２月に開催された大阪府在日外国人施策有識者会議においては、「外国人材の受入れ・共生づくりに向けた施策展開について」として、大阪府庁内にプロジェクトチームを設置し、法務省が発表している「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を大阪府において総合的に具体化していく方向性が示された。  　この提案に対して私自身は、短期的な外国人労働力の確保ばかりが主眼に置かれており、国の指針の焼き直しでしかないのではないか。大阪にはすでに長年にわたって在住してきた多様な背景を持つ多くの外国人市民が歴史的に存在するのであり、その人々ともに地域社会において培われてきた経験や課題をしっかりと踏まえて、多様性を尊重する社会基盤を整備するための大阪独自のプランとしてより練られる必要がある、と指摘したところである。  一方で、府庁内に部署を横断するプロジェクトチームが設置されることは、これまで多文化共生に係る施策が、事業別に府庁内に点在しており、総合的な施策とならないという課題に対しては前向きな可能性を持つものと考えていた次第である。  　このプロジェクトチームの設置とその後の取り組みについて、進捗状況をお聞きしたい。  　また、全国で問題となっている技能実習生に対する労働法違反、暴行や人権侵害などについて、大阪府内での現状と取り組みについて聞きたい。 |
| 〔回答〕  国が特定技能制度を創設したことを受け、令和元年６月に、庁内関係部局で構成する「外国人材受入れ・環境整備検討プロジェクトチーム」を設置しました。  　このプロジェクトチームにおいて、市町村、府内事業者や在留外国人などにアンケート調査を実施するなど、外国人材に関する実態把握や課題整理を行い、令和２年３月には「外国人材の受入れ・共生社会づくりに向けた取組みの方向性」を取りまとめました。  　令和２年度は新型コロナウイルスの影響により休止事業となりましたが、プロジェクトチームで現状共有を行いつつ、アンケートによりコロナ禍における外国人の雇用状況・就労実態等を調査しました。令和３年度は事業を再開し、企業や関係機関へのヒアリングなど、コロナ後を見据えた施策検討を進めています。  なお、技能実習生に対する労働法違反については、国（大阪労働局）の所管となっているため、本府には指導監督の権限がありません。  本府では、大阪府人権相談窓口において、様々な相談に対応しており、技能実習生が人権侵害を受けたと思われる場合には、ご相談いただくことができます。また、公益財団法人大阪府国際交流財団が運営する大阪府外国人情報コーナーで、生活や就労等に関する相談対応も行っております。 |